

重要事項説明書

<令和 6年 6月 1日 現在 >

1. 相談窓口

担 当 氏 名 田島 典子 藤記 和子 首藤 ちあき
電 話 03-5727-1161 (営業日 午前9時～午後5時)

2. 当センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	喜多見ホームヘルパーセンター
所在地	東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
事業所番号	1371203181
サービスを提供する地域	世田谷区, 狛江市

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	施設福祉士	1		※1
サービス提供責任者	介護福祉士	3		
	ヘルパー 1 級			
訪問介護員等	介護福祉士		5	
	(准)看護師			
	ヘルパー 1 級			
	ヘルパー 2 級		7	

※1 同一敷地内介護福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、通所介護、介護予防日常生活支援総合事業(通所型)の管理者兼務

(3) 営業日 月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

営業時間 午前9時～午後5時

(4) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

3. サービスについて

訪問介護員が家庭を訪問し、利用者が自力で行うことが困難な行為について、介護予防を目的として、必要性や適切な期間・方法などを判断した上で、援助を行います。サービス範囲は介護保険法及び世田谷区介護保険条例内で実施いたします。

また、サービス範囲外は、来客の応接・ペットの世話・自家用車の洗車、清掃等や利用者の援助ではなく、ご家族等のためにおこなう行為や、ご家族等がおこなうことが適当と判断される行為は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

4. 利用料金

① 総合事業訪問サービス利用料

対 象	要支援1	要支援2	自己負担額(定額料金)		
			1割 負担	2割 負担	3割 負担
訪問型独自 I 1	利用可能	利用可能	1,341円/月	2,682円/月	4,022円/月
訪問型独自 I 2	利用可能	利用可能	2,678円/月	5,356円/月	8,034円/月
訪問型独自 I 3	利用不可	利用可能	4,249円/月	8,498円/月	12,747円/月

②加算料金

		自己負担額(定額料金)		
		1割 負担	2割 負担	3割 負担
初期加算	ご利用開始月および2ヶ月以上利用がない場合	228円	456円	684円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の資質の向上支援等	単位数×1000分の182相当単位数		

(2) 交通費

派遣内容に応じて交通費等が実費がかかります。

(3) キャンセル規定

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用の前営業日午前11時までに連絡があった場合	無料
② 利用の前営業日午前11時までに連絡がなかった場合	1,200円

※営業日 月曜日～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

営業時間 午前9時～午後5時

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、緊急時の電話等の費用は利用者の負担になります。
- ② 当月サービス利用後、翌月20日までに当月分の請求をいたしますので、請求書通知後10日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、自動引落としまたは銀行振込もご利用いただけます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

地域包括支援センターからサービス利用申込書を頂きます。

その後、当センター職員が利用者の自宅に訪問して打合せさせていただきます。

利用の条件が整った後 契約を締結し、総合事業訪問計画書を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ・サービスの終了を希望する日の14日までに文書でお申し出下さい。
- ・利用者が入院もしくは病気等により、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・利用者や利用者の家族などが当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は直ちに契約を終了させていただきます。

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。
- ・利用者が正当な理由なくキャンセルをしばしば繰り返した場合。

6. 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

当センターの訪問介護員等は、要支援の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。

利用者の地域包括支援センター等および医療および福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問介護員等への研修の実施	○	採用時や施設内研修を実施しています。
訪問介護員等への健康診断	○	定期的に年1回行う。

7. 緊急(事故)時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、家族等、主治医、救急隊、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

8. サービス内容に関する苦情

苦情相談窓口

那 須 幸 子

電話 03-5727-1161

(受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 電話: 03-6238-0177
- ・ 世田谷区 砧総合支所 保健福祉課 電話: 03-5432-2850
- ・ 北沢保健福祉センター保健福祉課 電話: 03-6804-8701
- ・ 玉川総合支所保健福祉課 電話: 03-3702-1894
- ・ 砧総合支所保健福祉課 電話: 03-3482-8193
- ・ 烏山総合支所保健福祉課 電話: 03-3326-6136

9. 当法人の概要

名 称 社会福祉法人 南山会
代表者役職・氏名 理 事 長 西 牟 田 徳
所在地・電話番号 〒157-0067 東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号
電 話 03-5727-1161

定款の目的に定めた事業

- (1) 特別養護老人ホーム 喜多見ホーム
- (2) 老人短期入所事業(喜多見ホーム)
- (3) 喜多見デイサービスセンター
- (4) 喜多見ホームヘルパーセンター

施設・拠点等

介護老人福祉施設	1ヵ所
短期入所生活介護	1ヵ所
介護予防短期入所生活介護	1ヵ所
通所介護	1ヵ所
介護予防日常生活支援総合事業(通所型)	1ヵ所
訪問介護	1ヵ所
介護予防日常生活支援総合事業(訪問型)	1ヵ所

説明日 令和 年 日

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を受け交付しました。

法 人 社会福祉法人 南山会
所 在 地 世田谷区喜多見7丁目20番26号
事 業 者 喜多見ホームヘルパーセンター
事業者番号 1371203181
サ ー ビ ス 介護予防訪問介護
説 明 者 サービス提供責任者
氏 名 _____ (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業についての重要な事項の説明を受け、同意し受領しました。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ (印)

家族代表者

<住 所> _____

<氏 名> _____ (印)